第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 預金取扱金融機関に関する制度の企画・立案

第1節 金融機能の強化のための特別措置に関する法律

経緯

「金融再生プログラム」(14年10月30日金融庁)において「金融システムの安定に万全を期しつつ、不良債権問題を終結させるため、迅速に公的資金を投入することを可能にする新たな制度の創設の必要性などについて検討し、必要な場合は法的措置を講ずる。」とされたことを受け、金融審議会金融分科会第二部会において、新たな公的資金制度に係る検討が開始された。

同部会は、公的資金制度に関するワーキンググループを設置して議論を行い、15 年 7 月 28 日に「金融機関に対する公的資金制度のあり方について」と題する報告をとりまとめ、その中で新たな公的資金制度の「考え得る枠組み」も示された。

金融庁は、同報告等を踏まえつつ、16年2月6日、金融機能強化のための新たな公的資金制度の創設を盛り込んだ「金融機能の強化のための特別措置に関する法律案」(資料3-1-1、3-1-2参照)を第159回国会に提出した。同法律案は、6月14日に可決成立し、6月18日に公布された。

法律の目的

現下の経済情勢をみると、企業収益が改善し、設備投資が増加するなど、民需が主導する形で我が国経済は着実に回復しており、こうした明るい兆しを地域経済や中小企業にも浸透させ、持続的な経済成長につなげていくことが重要な課題となっている。こうした課題に対応するためには、地域経済の活性化に向けた改革の取組みを着実に推進するとともに、資金供給の担い手として民間の経済活動を支える金融機関が一層リスク対応能力を高め、地域等における金融が十分な安心感をもって円滑に行われるよう、その環境整備に万全を尽くしていくことが重要となっている。

本法律は、こうした状況を踏まえ、時限的な公的資金制度を創設することにより、地域における金融機能の強化に向けた金融機関の取組みに対し公的な支援を行うものであり、地域経済の活性化や金融システムの安定・強化に資することが期待されている。

法律の概要

1.株式等の引受け等に係る申込み

金融機関等は、合併等の組織再編成を行う場合を含め、20年3月末までの間、預金保険機構に対し自己資本の充実を図るために株式等の引受け等に係る申込みをすることができることとされている。また、金融機関等を子会社とする銀行持株会社等も、当該子会社である金融機関等の自己資本の充実を図るために株式の引受けに係る申込みをすることができることとされている。

2 . 経営強化計画の提出

金融機関等は、株式等の引受け等に係る申込みに際して、収益性等の経営の改善の目標、当該目標を達成するための方策、責任ある経営体制の確立に関する事項、信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策等を記載した経営強化計画を主務大臣に提出しなければならないこととされている。その際、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には、経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項も記載することとされている。

3.株式等の引受け等を行うべき旨の決定

主務大臣は、経営強化計画の実施により収益性等の経営の改善の目標が達成されると見込まれること、経営強化計画に記載された方策の実施により地域における金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が地域経済の活性化のために適切なものであること等の要件に加え、合併等特定の組織再編成を行わない金融機関等の場合には当該金融機関等の経営基盤の安定のために必要な措置が講じられていること等の要件を満たす場合に限り、株式等の引受け等を行うべき旨の決定をすることとされている。

4.株式等の引受け等を行うべき旨の決定を受けた金融機関等に係る特別措置

株式等の引受け等の決定に従い金融機関等が発行する議決権制限株式の発行の特例等商法等の規定の特例、経営強化計画の公表及び変更、経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置、経営強化計画の実施期間が終了した後の措置、株式等の引受け等が行われた金融機関等が行う株式交換及び合併等について所要の規定を整備することとされている。

5.協同組織中央金融機関を通じた資本参加

協同組織中央金融機関がその会員の協同組織金融機関から引き受けた優先出資等を信託する場合において、平成20年3月末までに協同組織中央金融機関から信託受益権等の買取りの申込みを受けたときには、

所要の要件を満たす場合に限り、主務大臣の決定を経て預金保険機構の委託を受けた協定銀行が信託受益権等の買取りを行うことができることとすること等所要の措置を講じることとされている。

6. その他

預金保険機構の業務の特例及び金融機能強化審査会等について所要の規定を設けることとされている。

第2節 預金保険法の改正

経緯

金融危機に対応するための公的資金制度である預金保険法第 102 条第 1 号措置においては、今般の改正前の制度では金融機関への直接の資本 増強のみを可能としていた。

金融庁では、金融機能の強化を目的とする時限的な公的資金制度を検討し、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律案」を国会に提出したが、金融危機への円滑な対応を確保するためには同法律案と技術的に同一の内容を手当てすることが必要と考えられたため、預金保険法第102条第1号措置について所要の改正を行う「預金保険法の一部を改正する法律案」(資料3-2-1参照)を16年2月6日に第159回国会に提出した。この預金保険法改正法案は、金融機能強化法案と一括して審議が行われ、6月14日に可決成立し、6月18日に公布された。

概要

1.銀行持株会社等に対する資本増強

預金保険法第 102 条第 1 号措置について、当該措置の必要性の認定を受けた金融機関を子会社とする銀行持株会社等に対する資本増強を可能とし、その際、銀行持株会社等は自らが受けた資本増強と同額以上の資本増強を子会社である当該金融機関に対し行わなければならないこととすること等所要の措置を講じることとされている。

2. 商法等の規定の特例

預金保険法第 102 条第 1 号措置において金融機関等が発行する株式の総数の増加並びに当該金融機関等が発行する議決権制限株式及び優先出資について、商法等の規定の特例を設けることとされている。

3. その他

経営健全化計画の適切な履行を確保する観点から、預金保険法第

102 条第1号措置により株式等の引受け等が行われた金融機関等が株式交換及び合併等を行う場合について認可を受けなければならないこととすること等所要の措置を講じるとともに、優先株式等の引受け等に係る資金援助についても同様の趣旨の規定の整備を行うこととされている。

第3節 銀行、信用金庫等の政令、府令等の改正

信用金庫等の監査機能の強化

信用金庫等協同組織金融機関については、「リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループ」報告(平成15年3月27日金融審議会第2部会)を受けた「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」(平成15年3月28日)において、協同組織金融機関におけるガバナンスの向上を図る観点から、「監査機能の強化を図るため、外部監査の実施対象の拡大等について検討する。」ことが掲げられ、検討の結果、次のとおり範囲を拡大することとし、信用金庫法施行令、協同組合による金融事業に関する法律施行令及び労働金庫法施行令について、所要の規定の整備を図り、平成16年4月1日(一部、平成17年4月1日)に施行された。(資料3-3-1参照)

信用金庫

会計監査人の監査を要するものの範囲を定める要件である預金等総額について、現行の500億円以上から200億円以上に引き下げる。

信用協同組合及び労働金庫

会員等以外の者からの監事の選任を要するものの範囲を定める要件のうち 員外預金比率について、現行の100分の15以上から100分の10以上に引き 下げる。

会計監査人の監査を要するものの範囲を定める要件である預金等総額について、現行の500億円以上から200億円以上に引き下げ、員外預金比率について、現行の100分の15以上から100分の10以上に引き下げる。

ただし、預金等総額が200億円以上500億円未満、かつ、員外預金比率が100分の10以上100分の15未満である信用協同組合及び労働金庫における会計監査人の監査については、平成17年4月1日から実施する。

規制緩和

総合規制改革会議第3次答申(平成15年12月)その他の規制改革要望事項等に対応するため、銀行法施行規則、長期信用銀行法施行規則、信用金庫法施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則、労働金庫法施行規則及び保険業法施行規則において、次のとおり改正を行い、平成16年4月1日に施行された。(資料3-3-2、資料3-3-3参照)

銀行子会社におけるネットワーク上のプリペイド事業の解禁

近年のIT技術の進展等に伴い、電磁的方法により金額情報を記録し得る媒体が多様化し、事業者のサーバー上の記録により、商品売買代金等の資金決済

を行うサービスの提供も可能となってきている。

このような業務は、資金決済業務やクレジットカード業務と親近性が高い業務であると認められることから、金融関連業務に当該業務を追加して銀行の子会社が営めることとした(協同組織金融機関及び保険会社においても同様に措置した)。

銀行子会社における銀行関連業務の範囲の見直し

銀行の子会社が営むことができる金融関連業務の範囲については、銀行法施行規則第 17 条の3第2項において具体的な業務が列記されているが、ビジネスマッチング業務等の銀行本体が営める「その他の銀行業に付随する業務」は子会社では営めない。

このため、銀行の子会社が営める金融関連業務の範囲に、「その他の銀行業に付随する業務」を追加することにより、銀行本体と同範囲に拡大した(協同組織金融機関及び保険会社においても同様に措置した。)

銀行の議決権保有規制に係る信託勘定保有株式等の取扱いの見直し

銀行法における銀行及び子会社の議決権保有規制に係る信託勘定保有株式等の取扱いについて、銀行の健全性確保の観点から他業禁止が課せられている趣旨等を踏まえ、元本補てんのある信託勘定と固有勘定である銀行勘定とが合算して議決権保有規制の範囲内となる場合におけるこれらの勘定による株式等の取得を追加した(協同組織金融機関及び保険会社においても同様に措置した)

銀行代理店の範囲の拡大

- イ.昨年の保険業法の改正により、保険会社の付随業務として他の金融業を行 う者の業務の代理・事務の代行が認められていることから、銀行法施行規則 において、銀行代理店の範囲に保険会社を追加し、資金の貸付けの代理業務 が行えるよう措置した。
- 口.証券取引法においては、証券会社の付随業務として登録金融機関の証券業務の代理が認められていることから、銀行法施行規則において、登録金融機関である銀行の代理店に証券会社を追加し、登録金融機関として認められている証券業務の代理業務が行えるよう措置した。